**week07**  
情報技術者キャリアデザイン入門、第7週は「ITパスポート試験入門」のうち、「企業活動とホーム」に関する総合演習の回となります。

今回は企業活動とホームに関する演習がメインであり、この演習の評点は成績に反映されます。したがって、第6回の通常演習においてしっかり準備していたかどうかが問われる内容となります。そのつもりで取り組んでください。

演習のルールについて説明します。教科書を見ながら解いてもかまいません。制限時間は60分であり、その時間内に答案を提出する必要があります。

受験のチャンスは最大3回です。それほど多くの機会があるわけではないことを理解しておいてください。なお、2回目の受験では評点が90％までとなり、満点を取っても90点にしかなりません。3回目は満点を取っても80％にしかなりません。

したがって、1回目で90点以上を取れば、それ以上点数が上がらないため、2回目以降を受ける必要はありません。この点を理解しておいてください。受験後には採点結果が表示されますが、正解は表示されないようになっています。これは2回目や3回目の受験が可能であるためです。

第7週の演習を始める前に、「判例で理解するIT関連法律」と「情報セキュリティ関係の法律ガイドライン」について簡単に紹介します。

「判例で理解するIT関連法律」は、2007年の記事であるため、少し古い情報も含まれますが、法律の基本的な考え方は現在でも大きく変わっていません。細かい条文よりも、それぞれの法律の趣旨を理解することが大切です。

この資料では、契約に関する法律、損害賠償責任、著作権法、営業機密や機密情報の取り扱い、特許に関する法律などが取り上げられています。

また、第10回目ではビジネスモデル特許に関する内容、個人情報保護、名誉毀損に関する事例も紹介されています。SNSなどで匿名だからといって不用意な書き込みをすると、損害賠償の対象になることがあります。

教科書にも登場する下請法では、大企業が下請け業者に対して不当に安い価格で発注を押し付けると、法に触れる可能性があります。

プロバイダー責任制限法についても説明があります。迷惑メールの送信が問題視されるのは当然ですが、「何をもって迷惑メールと定義するか」がポイントです。

法律は国ごとに異なり、サイバー空間では日本の法律が適用されない場合があります。そのため、国際訴訟に発展することもあります。こうした場合のルールについても紹介されています。

製造物責任法、独占禁止法、不正アクセス禁止法、刑事訴訟法、不正競争防止法など、さまざまな法律が解説されています。

例えば、著作権法では「複製権」と「公衆送信権」が重要です。複製権は著作者が自分の著作物を独占的に複製できる権利であり、著作者以外が著作物を複製することは基本的に認められていません。

公衆送信権は、テレビやラジオ、インターネットなどで著作物を配信する権利です。これらの権利を侵害する行為は、問題になることが多いです。

また、逆アセンブルは違法です。これは、プログラムのバイナリコードを解析して元のソースコードに戻す行為、いわゆるリバースエンジニアリングに該当します。

資料中には「目次に戻る」というリンクがありますが、リンク先が間違っているようです。右クリックから「戻る」で戻ってください。

ITエンジニアが知っておくべき法律は多数存在します。法律を知らずに仕事を進めると、思わぬ違法行為に触れる可能性があります。注意が必要です。

次に、情報セキュリティ関係の法律やガイドラインについてです。これは総務省が発行している資料です。

ここには、刑法、サイバーセキュリティ基本法、著作権法、電気通信事業法、電子署名および認証業務に関する法律、電波法、特定電子メールの適正化、不正アクセス行為の禁止、優先電気通信法などが含まれます。

これらの法律に違反する事例も紹介されています。初心者にも理解しやすい内容になっているため、皆さんも十分理解できると思います。

例えば、他人のIDとパスワードを不正に入手してサーバーに侵入する行為は違法です。友人のIDやパスワードを使って代わりに履修登録を行うといった行為も認められていません。

他人のIDやパスワードを知人に電子メールで送ることも違法です。本人から教えてもらったものでない限り、それを使って電子メールを閲覧することは不正行為になります。

プロバイダーのサーバーに侵入してホームページの内容を消去・改変することや、ウェブサーバーの脆弱性を利用してサーバーに侵入する行為も不正アクセス行為禁止法に違反します。

海賊版ソフトウェアの販売も著作権法違反になる可能性があります。ファイル共有ソフトを通じて不特定多数の人にソフトウェアを配信する行為は、著作権者でない限り違法です。

存在しない商品を出品して現金をだまし取る行為は詐欺罪に該当します。インターネット上では、素人でも法律違反をしてしまうことがあります。こうした行為はコンピュータ上に証拠が残り、本人が特定されやすいため、絶対に行わないように注意してください。

以上が本日の話です。法律に関する詳細な情報は、各自で資料を確認してください。さまざまな法律があるという認識を持ってもらいたいと思います。

このビデオを見終わったら、第7週の演習に取り組んでください。制限時間は60分ですが、早い人は30分ほどで解けるかもしれません。ただし、30分で解かなければならないというルールはありません。他人の進捗にとらわれず、自分のペースで60分を使い、なるべく高得点を取れるよう頑張ってください。

以上が私からの話です。